

議第 112 号

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例について

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 9 月 3 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

働きながら子育てを可能とするモデルの確立、就業マッチングに取り組むことで女性の就業機会を拡げる中心的役割を担う施設として、下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設を設置するため、当該条例を制定するもの。

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例

(設置)

第1条 働きながら子育てを可能とするモデルの確立、就業マッチングに取り組むことで女性の就業機会を拓げるため、下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 下呂市オーガニックワークプレイス

位置 下呂市森 2312 番地 6

(事業)

第3条 施設が行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 独立した仕事、会議及びワークショップ等を行う共働空間（コワーキングスペース）を運営すること。
- (2) 女性の就業機会の拡充、働きながら子育てを可能とするモデルを確立すること。
- (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に繋がる情報発信に関すること。
- (4) その他設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続等)

第5条 指定管理者の指定の手続等については、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年下呂市条例第32号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務
- (2) 施設及び附属設備等（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 施設等の利用の承認等に関する業務
- (4) 施設等の利用料の徴収、減免及び利用料の返還に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(指定管理者の責務)

第7条 指定管理者は、施設の目的に沿った事業を運営する責務を遵守しなければならない。

2 指定管理者は、施設に関する業務を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(開館時間)

第8条 施設の開館時間は、9時30分から22時までとする。ただし、火曜日から金曜日までの16時以降及び土曜日並びに日曜日は予約時間のみ開館する。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第9条 施設の休館日は次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の許可及び制限)

第10条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 指定管理者は、施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他施設等の管理上支障があると認められるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 第10条第1項及び第2項の規定により、施設等の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設等の利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取り消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は許可の条件を変更し、若しくは利用を中止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正な申請により利用の許可を受けたとき。

(3) 許可を受けた目的以外に利用することが明らかとなったとき。

(4) 災害その他不可抗力により、施設等が利用できなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が施設等の管理上又は公益上必要があると認める
とき。

2 指定管理者は、利用者が前項の処分によって損害を受けても、その補償の責めは負わない。

(利用者の義務)

第13条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 指定管理者の指示に従うこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) 施設及びその敷地内において喫煙をしないこと。
- (4) 他人に迷惑又は危険を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 施設等を毀損しないこと。
- (6) 所定の場所以外の場所に入入りしないこと。
- (7) 許可を受けないで、施設及びその敷地内において物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (8) 施設等の利用を終了するときは、速やかに附属設備等を所定の位置に戻し、指定管理者の点検を受けること。
- (9) その他、施設の運営に支障を来たすような行為をしないこと。

(利用料の納付)

第14条 利用者は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めた利用料(以下「利用料」という。)を利用する前に納付しなければならない。

2 利用料は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料の減免)

第15条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の還付)

第16条 既に納入された利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責に帰さない理由により、施設等を利用することができなくなったとき。
- (2) 第12条第4号及び第5号の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を中止したとき。
- (3) 利用者が、規則で定める期間内に利用の取消又は変更を申し出たとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めたとき。

(入館の制限)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者及びこれらのおそれがある物

品又は動物を携行する者

- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (3) その他施設等の管理上支障があると認められる者

(原状回復の義務)

第 18 条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、当該施設等を速やかに原状に回復しなければならない。第 12 条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を中止されたときも同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないとき又は履行しても十分でないとき認めるときは、市長が利用者に代わって原状に回復するものとする。この場合において、市長は、これに要した経費の全部又は一部を利用者に負担させることができる。

(損害賠償の義務)

第 19 条 利用者は、自己の責に帰すべき理由により、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の第 5 条の規定による指定管理者の手続き等の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第 14 条関係)

1 基本利用料

| 利用場所 | 区 分 時 間 | 午 前 | 午 後 | 1 月利用 | 予約時間帯 |
|--|------------|---------|-----------------------------|------------------------------|--------------|
| | | | 9 時 30 分 から 12 時 30 分 | 13 時 00 分 から 16 時 00 分 | 予約時間帯 は除く |
| 1 階コワーキングスペース 1 人につき ※15 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く | | 1,080 円 | 1,080 円 | 21,600 円 | 2,160 円 |

| | | | | |
|---------------------------------|---------|--------|--------|---------|
| 1階エントランスロビー (起業、創業試行販売として利用) | 2,160円 | 2,160円 | | 2,160円 |
| 1階キッチン (起業、創業試行販売として利用) | 1,080円 | 1,080円 | | 1,080円 |
| 全館貸切り(1日につき) | | | | 17,280円 |
| 1階販売スペース 1区画につき | | | 5,400円 | |
| 附属設備及び備品等 | 規則で定める。 | | | |

※予約時間帯は、火曜日から金曜日までの16時以降並びに土曜日及び日曜日

※1月利用は連続する30日間(休館日を含む)

2 加算利用料

| 区 分 | 割 合 |
|--------------------------------------|---------------|
| 下呂市民及び下呂市内の団体・企業以外の者が利用する場合 | 利用料の50パーセント |
| 起業支援以外で物品販売や商業宣伝など営利を目的として 利用する場合 | 市内の利用者 利用料の2倍 |
| | 市外の利用者 利用料の3倍 |

【参考資料】

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例要綱

1. 制定理由

地方創生の取組みの一環として、働きながら子育てを可能とするモデルの確立や、就業マッチングに取り組むことで女性の就業機会を拡げるための拠点を目指します。

特に子育て世代の女性の活躍の場を拡げ、市内の働き手不足を解消する中心的役割を担う施設として下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設を設置するため、当該条例を制定するものです。

2. 概要

(1) 設置

働きながら子育てを可能とするモデルの確立、就業マッチングに取り組むことで女性の就業機会を拡げるため、下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設（以下「施設」といいます。）を設置します。

（第1条関係）

(2) 名称及び位置

施設の名称は、下呂市オーガニックワークプレイスとし、下呂市森 2312 番地 6 に位置します。

※ オーガニックワークプレイスとは、人と人、仕事と子育て、仕事と仕事（異業種）、趣味と実益などの多様な対立軸が、隔たりなく有機的（オーガニック）につながる仕事や活動の場（ワークプレイス）です。

（第2条関係）

(3) 事業

施設が行う事業は下記のとおりとします。

- ① 独立した仕事、会議及びワークショップ等を行う共働空間（コワーキングスペース）を運営すること。
- ② 女性の就業機会の拡充、働きながら子育てを可能とするモデルを確立すること。
- ③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に繋がる情報発信に関する

こと。

- ④ その他設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(第3条関係)

- (4) 指定管理者による管理と指定管理者の指定の手続等

地方自治法に規定する指定管理者に施設の管理を行わせることとし、指定管理者の指定手続きは、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の定めによります。

(第4条、第5条関係)

- (5) 指定管理者が行う業務、指定管理者の責務

指定管理者が行う業務は、第3条に規定する業務をはじめ、施設等の維持管理や利用の承認、利用料に関する必要な業務などです。

指定管理者の責務として、施設の目的に沿った事業運営を行うこと、また、施設に関する業務の譲渡、転賃の禁止を定めています。

(第6条、第7条関係)

- (6) 開館時間

施設の開館時間は9時30分から22時までとします。ただし、火曜日から金曜日までの16時以降と土曜日並びに日曜日は予約時間のみ開館します。

指定管理者は、必要に応じて市長の承認を得たうえで、開館時間を変更できることを定めています。

(第8条関係)

- (7) 休館日

休館日は月曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までとします。

指定管理者は、必要に応じて市長の承認を得たうえで、休館日の変更や臨時に休館日を設けることができることを定めています。

(第9条関係)

- (8) 利用の許可及び制限

施設等を利用する際の申請や許可、施設等の管理上必要がある場合に利用許可に条件を付けること。また、利用しようとする者が公序良俗に反するおそれがある場合などに利用の制限を定めています。

(第10条関係)

(9) 利用権の譲渡等の禁止

利用者は、施設等の利用の権利を他人へ譲渡したり、転貸したりしてはならないことを定めています。

(第 11 条関係)

(10) 利用許可の取り消し等

指定管理者は、利用者がこの条例及びこの条例に基づく規則に違反した場合などに利用の許可の取り消し、許可条件の変更、利用の中止をさせることができることを定めています。また、指定管理者は、利用者がこれらの処分によって損害を受けても、補償は負わないものとします。

(第 12 条関係)

(11) 利用者の義務

指定管理者の指示に従わなければいけないなど、施設等の利用に関し、利用者の義務を定めています。

(第 13 条関係)

(12) 利用料の納付

利用料は別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、利用者は利用料を利用する前に納付することとします。

また、利用料は指定管理者の収入とします。

(第 14 条関係)

(13) 利用料の減免

指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料の減額や免除をすることができることを定めています。

(第 15 条関係)

(14) 利用料の還付

利用料は還付しないこととしていますが、利用者の責に帰さない理由により、施設等の利用ができなくなった場合など、利用料を還付することができることを定めています。

(第 16 条関係)

(15) 入館の制限

指定管理者は、他人に危害を及ぼし、又は迷惑になるおそれがある者などに対し、施設への入館の拒否又は退館を命ずることができることを定めています。

(第 17 条関係)

(16) 原状回復、損害賠償の義務

利用者の施設利用後の原状回復義務と、利用者の原状回復が十分でない場合に利用者に代わって市が原状回復を行い、その際、経費を利用者に負担させることができることを定めています。

また、利用者の自己の責に帰すべき理由により、施設等に損害を与えたときの損害賠償について定めています。

(第 18 条、第 19 条関係)

(17) 施行期日

この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)

(18) 準備行為

本条例による指定管理者の指定の手続き等の準備行為について、この条例の施行の日より前にできることを定めています。

(附則第 2 項関係)